

大阪府立高等職業技術専門校生徒募集要領（有料科目） 推薦選考

（平成27年度4月入校生募集）

参考

※応募資格：平成26年度中に高等学校を卒業見込みの方で高等職業技術専門校を第1希望とし、学校長の推薦のある方

1 募集日程等

願書受付期間※1	10月1日(水)～11月13日(木)午前9時から午後5時まで
選考試験日※2	11月14日(金) 午前9時から
合格発表日	11月20日(木) 午前10時から
入校日	平成27年4月9日(木)
修了日	平成28年3月18日(金)

(注意) ※1 願書受付時間は、平日（月～金曜日）の午前9時から午後5時までです。
土曜日、日曜日、祝日の受付は行いません。

※2 選考試験日の午前7時現在において、大阪府内（一部地域の場合も含む）に暴風警報が発令されている場合は、11月17日(月)に選考試験を延期します。

2 募集科目・募集人員等

校名	科目名	訓練期間	科目コード	募集人員
北大阪校	ものづくり基盤技術科	1年	901	15名
東大阪校	NC機械科	1年	411	10名
	溶接・板金技術科	1年	413	10名
	機械CAD設計科	1年	414	15名

3 応募書類の受付に当たっての留意点

- (1) 入校願書は、入校を希望する各技術専門校で受付します。
- (2) 郵送及び代理人による願書の受付は行いません。
- (3) 複数科目の応募はできません。
不合格となった場合は、一般募集に応募することができます。
- (4) 応募書類については、下記に留意してください。
 - ① 入校願書について
ア 記入漏れおよび入校選考料納付証明書の貼付を確認して下さい。
イ 「援護措置コード」は記入不要です。
 - ② 志願理由書について
ア 記入漏れのないかチェックをお願いします。
⇒ 記入漏れがある場合は応募者に記入させてください。

③ 推薦書について

- ア 封緘されている場合はそのまま受理してください。
- イ 必要事項のチェックをお願いします。
⇒ 記入漏れがある場合は高等学校へ連絡し、再提出を依頼してください。

④ 調査書について

- ア 封緘されている場合はそのまま受理してください。
- イ 必要事項のチェックをお願いします。
⇒ 記入漏れがある場合は高等学校へ連絡し、再提出を依頼してください。

No.	書類名	作成者	様式等
①	入校願書	応募者	様式第1号その1(薄黄色)
②	志願理由書	〃	応募者本人の自筆によるもの
③	推薦書	高等学校	
④	調査書	〃	近畿高等学校統一用紙その3

(5) 応募票について

- ア 応募書類を受理したら、応募票を交付してください。
- イ 応募票には、漏れのないように記入してください。

(6) 願書等受付簿に記入し、応募書類を適切に管理してください。

4 入校選考試験

- (1) 選考試験は、入校を希望する各技術専門校で行います。
- (2) 試験は面接試験を行います。
- (3) 面接試験終了後、志願理由書の記載内容と面接試験結果を総合して、合否の判定を行います。
- (4) 試験会場への自動車、単車の乗入れは禁止です。また、試験会場周辺での駐車は禁止です。
電車・バス等の公共交通機関を利用していただきます。
- (5) 応募者数が募集人員に達しない場合でも、選考の結果により不合格となる場合があります。

5 合格発表

- (1) 合格発表は、入校選考試験を実施した各技術専門校で行います。
- (2) 各技術専門校のホームページで合格者の受験番号の確認ができるようにしますが
(<http://www.pref.osaka.jp/nokai/a-new/index.html>)、必ず各技術専門校での掲示又は郵送による通知で確認させるようにしてください。(災害・事故等ホームページの閲覧が不能となる場合があります。)なお、携帯電話でのホームページ閲覧には対応していません。
★合格発表の郵送を希望する場合は、試験当日82円切手を持参し、校所定の封筒に貼り付け、送付先を記入の上、提出させるようにしてください。
- (3) 合格者は、各技術専門校が選考日又は合格発表時に指定する日時(以下、「入校確認日」という。)に入校手続きをしていただきますので、本人確認書類(学生証、健康保険証など)を持参の上、必ず出席するよう案内してください。当日、連絡もなく欠席した場合は、原則として入校辞退の取扱いとします。
- (4) 合格者は、指定する期日までに「健康診断書(入校日前3か月以内のもの)」の提出が必要になります。

6 入校辞退

合格された方で入校を辞退する場合は、速やかに合格者本人が当該技術専門校へ来校、又は電話により申し出るようにしてください。なお、辞退申出後の辞退取消しはできません。

7 訓練期間中の必要経費など

(1) 以下ア～エの費用が必要です。

ア 入校選考料：2,200円（募集案内の中の納付書により金融機関で納めていただきます。）

イ 入校料：5,650円（入校確認日に納付書を交付し、入校日の前日までに金融機関で納めるよう指示してください。）

ウ 授業料：年間118,800円（入校後、納入通知書により平成27年4月と10月の2回に分けて金融機関で納付）

エ 教科書代、作業服代、工具代などの実費（年間約20,000円～45,000円）

(2) 交通機関の学割が適用される場合があります。

8 訓練時間

校名	訓練時間 平日（月～金曜日）
北大阪校	9:15～16:25
東大阪校	9:00～16:10

9 訓練期間

入校日 平成27年4月9日（木）

修了日 平成28年3月18日（金）

10 見学及び科目内容の問い合わせ

見学及び科目内容の問い合わせ対応については、当該科目を設置している校でお願いします。

<科目の内容と主な就職先>

科目名 (必要経費額)	科目の内容	主な就職先	実施校名
ものづくり基盤技術科 (約38,000円)	ものづくりの基盤となる機械切削、研削、溶接技能などの幅広い技能やCAD/CAMによるレーザ加工の知識と技術を学びます。	金属製品製造業	北大阪
NC機械科 (約45,000円)	工作法や図面、測定法などのものづくりのための基礎知識、汎用工作機械及びコンピュータ制御のNC工作機械による機械加工の技能・技術を学びます。	各種機械・部品製造業 各種金型設計製造業	東大阪
溶接・板金技術科 (約40,000円)	溶接板金分野での基礎技術に加え、溶接施工管理や超音波探傷、精密機械板金等の実践的な技術を学科と実習を重ねながら学びます。	各種金属製品製造業 機械設計事務所	
機械CAD設計科 (約20,000円)	機械の部品図、組立図等の二次元CADによる図面作成及び三次元CADによるモデリング作成及び機械加工法等の技能、並びに機械設計における手法や技能を学科と実習を重ねながら学びます。	各種機械金属製品製造業 機械設計事務所	

※ 必要経費額(教科書、作業服、工具等に要する費用)は概算のため変動する場合があります。
なお、上記のほか見学費、各種検定試験の受験料等が必要です。

11 授業料等有料化に伴う事務について

● 応募受付に当たっての留意点

- ① 普通課程の入校希望者から入校願書が提出されたら、願書に「平成26年度府立高等職業技術専門校入校選考料納付証明書(入校願書貼付用)」が貼付されているか確認をお願いします。

※納付書の様式は、別紙1のとおりです。

誤って、「入校願書貼付用」ではなく、「本人控」が貼付されていた場合でも、そのまま受け付けていただいて結構です。後日、人材育成課で納付を確認します。

- ② 金融機関の受付印が押印されていないものは、未納付ですので、受付できません。納付書裏面に記載の金融機関で納付するよう指導してください。
- ③ 誤って入校選考料を納付した場合は、入校選考料を還付します。還付には、本人からの還付申請が必要ですので、還付申請書を提出させるようにしてください。還付手続について不明な点がある場合は、人材育成課に照会してください。

※還付申請書の様式は、別紙2のとおりです。

下記ホームページからもダウンロードできます。

(<http://www.pref.osaka.lg.jp/nokai/c-kyuusyoku/c210-tesuuryou.html>)

- ④ 入校願書の受付期間中に受験辞退の申出があった場合は、入校選考料は還付します。
- ⑤ 入校選考料は、入校願書受付締切日(11月13日(木))を経過後は、③に記載の誤って納付した場合を除き、還付しません。

● 授業料の免除について

- ① 下記のいずれかに該当する方を授業料の免除対象者としています。

- ア 生活保護受給者または生活保護受給世帯に属する方(生業扶助受給対象者は除きます。)
- イ 本人及び生計を一にする親・配偶者の訓練期間中(H27.4月~H28.3月)の収入の額が、市町村民税(均等割)非課税基準額を下回る見込みの方
* 基準額の例) 控除対象配偶者や扶養親族がない場合…1年間の総所得金額 35万円(給与所得者の場合は1年間の収入100万円<目安>)
- ウ その他災害等により授業料の負担が困難な方

* 以下の方は免除制度の対象ですが、推薦選考による入校者は、職業訓練受講給付金、失業給付、訓練手当を受けられませんので、免除を受けられません。

- ・ 求職者支援制度による職業訓練受講給付金を受給する方
- ・ 雇用保険の失業給付(基本手当)、訓練手当を受給する方で(A)~(C)の要件全てに該当する方

(A) 受給額が月18万円以下 * 手当の日額×30日に相当する額を月額とします。

(B) 本人及び生計を一にする親・配偶者の収入が合わせて月25万円以下

(C) 本人及び生計を一にする親・配偶者の金融資産(預貯金等)が合わせて300万円以下